

春の全道火災予防運動

実施期間 4月20日～30日

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えました。
防火意識を高め火災の発生を防止しましょう。

統一標語 『火は消した？ いつも心に きいてみて』

重点目標

- (1)消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
- (2)放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3)林野火災予防対策の推進
- (4)乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進



平成18年6月1日から新築住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。

問い合わせ先 富良野地区消防組合 富良野消防署 南富良野支署 ☎ 52-2119

悪質訪問販売に注意!!

電話を使って親族、警察官、弁護士などを装い、交通事故の示談金の名目で現金を預貯金口座に振り込ませる「オレオレ詐欺」や郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の人に架空の料金を請求する文書を送付して、現金を預貯金口座に振り込ませる「架空請求詐欺」などの「振り込め詐欺」の被害が増え続けています。

また、その一方で高額な寝具類、浄水器などの「訪問販売」や配水管の点検を口実に家に上がりこみ、不安感をあおって必要のない高額な改修工事の契約をさせる「点検商法」などのトラブルが後を絶ちません。最近の手口では、役場など官公庁からの依頼であると偽り訪問販売を行う悪質業者が増えています。特に、高齢者世帯が狙われ、被害に遭うケースが増えていますので、次のことに注意しましょう。



- ▶自分にとってその商品が本当に必要なものか何度も考えてみる。
.....必要のない場合は勇気をもって断る。
- ▶すぐに契約または申し込みを勧めるセールスマンには要注意。
.....家族や友人などに相談してから契約しましょう。
- ▶買わないのかと怒鳴ったり、乱暴されそうになることがあります。
.....迷わず警察に連絡しましょう。
- ▶現金で買った場合でも契約書類や領収書は必ず取っておきましょう。
.....納品書ではダメ。領収書でなければ支払ったことが証明されません。

訪問販売や電話勧誘販売により誤って契約した場合は、商品にもよりますが契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ制度により無条件で解約できます。

早めに相談しましょう。相談は無料！プライバシーは守られます！

北海道立消費生活センター上川相談所 ☎ 0166-49-4089 役場企画商工課(商工観光係) ☎ 52-2115